深川地域消費者被害防止ネットワーク情報 No.49

令和５年３月８日

ＦＡＸによる損害賠償金請求の詐欺！

深川市内の一般住宅に「【最終警告】損害賠償金の支払いのお願い」と題するＦＡＸが送信されています。

差出人は実在する法律事務所となっていますが、文章内に記載されている事件は存在しません。**完全に詐欺**ですので、このようなＦＡＸが届いた場合は、**無視してください**。

【最終警告】損害賠償金の支払いのお願い

弁護士の[redacted]です。
この度は過日東京地裁にて請求が認められました損害賠償金が未払いとなっていることについてご連絡差し上げました。
当職が原告代理人を務めました東京地方裁判所令和４年（ワ）第４０２９８号にて貴社に対する金３００万円の損害賠償請求が認められましたが、令和５年３月７日現在お支払いいただけておりません。

もし３月１５日までに指定の当法律事務所の銀行口座までお支払いいただけない場合、同地裁に強制執行の申し立てを行わざるを得ませんので、どうか早急にご対応くださいますようお願いいたします。
皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

振込先口座
金融機関名：[redacted]
支店名：[redacted]
預金種別：[redacted]
口座番号：[redacted]
口座名義：[redacted]

法律事務所[redacted]
東京都[redacted]
TEL:[redacted]

発行：深川地域消費者被害防止ネットワーク　庶務：深川市商工労政課

電話 0164-26-2264